

インクルーシブ教育のための小・中学校における合理的配慮を考える

～大分県における「平成26年度多様な学びの場充実モデル実践事業」から～

阿部敬信（別府大学短期大学部初等教育科）・佐藤晋治（大分大学）

舟越宣之（大分県教育庁特別支援教育課）・田中裕司（大分県教育庁別府教育事務所）

青柳 俊（大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校）・川合紀宗（広島大学）

【要旨】

インクルーシブ教育システムの構築においては、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、個別的に必要なかつ適当な変更・調整を学校が行うが、体制面及び財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない「合理的配慮」が求められているところである。このような状況の中で、平成26（2014）年度に、大分県では県教育委員会により特別支援学級を設置する小学校2校及び中学校2校をモデル校として「多様な学びの場充実モデル実践事業」が実施され、実際の学校の教室における合理的配慮を具体的かつ実践的に明らかにしてきた。本論文では、同事業の背景について概略を示すとともに、同事業で配置された「合理的配慮アドバイザー」の設置と活動による成果と課題について述べる。

1 インクルーシブ教育システムとは

我が国においては、2014年1月20日に障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）が批准され、同年2月19日に効力が発生した。障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約であり、2006年12月に第61回国連総会において採択され、2008年5月に発効した。

この障害者権利条約第24条には、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system) とは、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」であ

り、「障害のある者が教育制度一般 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされる」と示されている。

これを受けて、2012年の中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、「報告」）では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指

導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である」(図1)として、特別支援教育の推進を図るとともに「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である」と述べている。

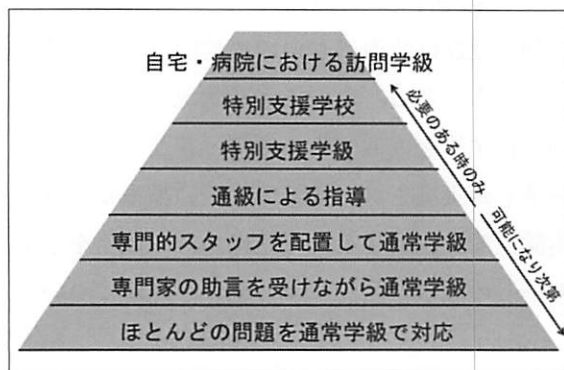


図1 連続した多様な学びの場

2 障害者差別解消法の制定

障害者権利条約の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)が制定され、2016年4月より施行されることになっている。

この法律は、障害者基本法第4条で示されている基本原則である「差別の禁止」の原則に則り、「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」という「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」、「社会的障壁の除

去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」という「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」、そして「国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止のために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする」という「国による啓発・知識の普及を図るための取組」を具体化するという趣旨で制定されている。そのために、「差別を解消するための措置」として「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を掲げ、さらに「差別を解消するための支援措置」として「相談・紛争解決」、「地域における連携」、「啓発活動」、「情報収集」等を示している。

この内、「国及び地方公共団体等」においては、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」は法的義務を伴うものであることから、地方公共団体等にあたる公立学校において障害のある子どもに対して「合理的配慮の提供」を否定することは、「不当な差別的取扱いの禁止」に反することになる点に留意する必要がある(表1)。

表1 障害者差別解消法の法的義務の範囲

	不当な差別的取扱いの禁止 合理的配慮の提供	
国	法的義務	法的義務
地方公共団体等	法的義務	法的義務
事業者	法的義務	努力義務

3 「合理的配慮」とは

前出の「報告」によれば、学校等の教育機関における「合理的配慮」とは、条約の定義に照らし、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が

必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。

また、「基礎的環境整備」とは、「法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする」としている。「基礎的環境整備」は、障害のある児童生徒に対する支援の基礎となるものであるが、基本的にはその学校で学ぶ児童生徒すべてに提供されるものであって、「合理的配慮」は、この「基礎的環境整備」を基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供することになる（図2）。

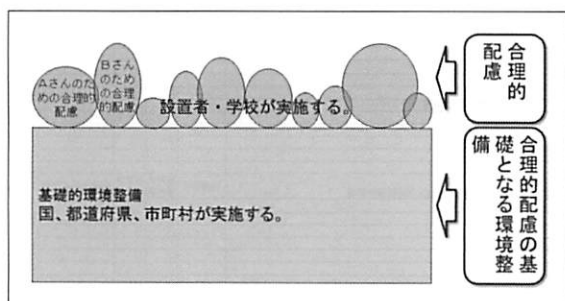


図2 合理的配慮と基礎的環境整備

さらに「合理的配慮」は、「設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい」とされている。

よって、「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもの」であるから、一人一人異なった「合理的配慮」が合意形成を図っ

た上で提供されることになる。

「報告」では、表2及び表3に示すように、「合理的配慮」及び「基礎的環境整備」の観点が示されており、具体的にどのような「合理的配慮」を提供するのかを考える時の基本的な視点が与えられている。

表2 「合理的配慮」の観点

(1) 教育内容・方法	
〈1-1 教育内容〉	
1-1-1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
1-1-2	学習内容の変更・調整
〈1-2 教育内容〉	
1-2-1	情報・コミュニケーション及び教材の配慮
1-2-2	学習機会や体験の確保
1-2-3	心理面・健康面の配慮
(2) 支援体制	
2-1	専門性のある指導体制の整備
2-2	幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
2-3	災害時等の支援体制の整備
(3) 施設・設備	
3-1	校内環境のバリアフリー化
3-2	発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
3-3	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

表3 「基礎的環境整備」

1.	ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
2.	専門性のある指導体制の確保
3.	個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
4.	教材の確保
5.	施設・設備の整備
6.	専門性のある教員、支援員等の人的配置
7.	個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
8.	交流及び共同学習の推進

4 大分県教育委員会による「多様な学びの場 充実モデル実践事業」

大分県では、2014年から2年間の計画で「障害者差別解消法」の施行に備えて合理的配慮を検討するために、医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、指導主事等各分野の専門家で組織した「合理的配慮協議会（以下、協議会という）」を設置し、モデル校に検討方法と具体的な合理的配慮を提案するシステムを作った。

協議会で当初課題となったのは、障がいのメカニズムや人的環境による相互作用の実態を整理し、その根拠に応じて合理的配慮を議論する必要性と、合理的配慮を行うことで、子どもの生活が豊かで楽しいものになっていることを確認する方法の2点であった。1点目の課題に対しては、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に協議会の授業観察による専門的知見を付

加することで、活動と参加を阻害している障がい特性が明らかになってきた。2点目の課題に対しては、ICFの「活動と参加」を活用して客観的に評価することを試み、一定の成果が確認された。この2点を関連付けると、「ICFの『心身機能・身体構造』で評価した特性に応じて、ICFの『環境因子』に働きかける合理的配慮を提供することで、ICFの『活動と参加』の向上が期待できる。」という合理的配慮に関する1つのロジックが誕生した。ICF1400項目の詳細項目から42項目を選択し「大分モデル試案」を作成し、「活動と参加」で配慮を要する場面を特定し、「心身機能・身体構造」と「環境因子」に応じて検討した合理的配慮を『学校における合理的配慮の観点』毎に記載できるワークシートを考案した（図3）。

合理的配慮検討のためのICF関連図ワークシート		学校 学年 学期	
<p>参加者</p> <p>【保護者】</p> <p>【個人特性】</p> <p>【環境・参加】</p> <p>【心身機能・身体構造】</p> <p>【環境因子】</p>		<p>障がいの種類</p> <p>1. 知的障害</p> <p>2. 発達障害</p> <p>3. 精神障害</p> <p>4. 身体障害</p> <p>5. 視覚障害</p> <p>6. 聴覚障害</p> <p>7. 言語障害</p> <p>8. その他</p>	<p>◎は既に実行中の配慮、○は今後実施する配慮。</p> <p>学校における合理的配慮の観点</p> <p>①-1 学習内容</p> <p>①-1-1 学習上又は生活上の困難を克服・克服するための配慮</p> <p>①-1-2 学習活動の理解・把握</p> <p>①-2 学習方法</p> <p>①-2-1 授業・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>①-2-2 学習態度・態度の配慮</p> <p>①-2-3 学習環境・環境の配慮</p> <p>② 生活環境</p> <p>②-1 専門性のある関係機関との連携</p> <p>③ 教材・教材の活用、教材の活用、教材の活用を促すための配慮</p> <p>④ 関係機関との連携</p> <p>⑤ 関係機関との連携</p> <p>⑥ 関係機関との連携</p> <p>⑦ 関係機関との連携</p> <p>⑧ 関係機関との連携</p>

図3 合理的配慮検討のためのICF関連図ワークシート（2014年度版）

モデル校へは、このワークシートによって合理的配慮を提案し、モデル校と設置者により経済的・体制的に提供可能な合理的配慮を特別支援学級・通常学級毎に選択し実践した。また、提供した合理的配慮の根拠となる障がい特性や連携した関係機関、合理的配慮を提供する場面と人物・方法・期間等を反映した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式案を各市町村教育委員会へ提案している。

残された課題は、医療等の専門家でない教員がICFを活用してアセスメント等を行う可能性、医療・保健・福祉機関へのICFを活用した合理的配慮のロジックの普及、知的障がいのある子どもが交流及び共同学習で教科学習する際の「学習内容の変更・調整」の方法であると考ええる。

5 「合理的配慮アドバイザー」の設置と役割

大分県では、「多様な学びの場充実モデル実践事業」推進の一環として、「合理的配慮アドバイザー」（以下、アドバイザーという）をモデル校に派遣する体制をとった。アドバイザーの役割と活動として、「対象児童生徒のアセスメントと指導方針の策定援助」「対象児童生徒の所属する学級等及び交流する通常の学級における指導方法の開発援助」の他、「モデル校教職員全体に対する合理的配慮についての啓発」「対象児童生徒の保護者へ支援の援助」の4つの柱とすることとなった。

前半2項目は、合理的配慮の具体的事例を作成するという事業意図そのものを具現化するものであるが、後半2項目は、児童生徒個々に対する合理的配慮の前提となる基礎的環境整備を行う際に必要不可欠と判断したことからである。

週に2日から3日程度（6時間を上限）、本事業でモデル校となっている大分県内の2つの小学校と2つの中学校に訪問し、授業や学習活

動に必要な教材や教具の提案や提供、場合によっては授業サポートもおこないながら、校内研修会や市の教育委員会主催の研修会等での合理的配慮や基礎的環境整備への理解や啓発、特別支援教育の考え方や指導方法などのアドバイスもおこなった。

合理的配慮の具体事例作成に向けては、障がいの特性、WISCⅣ等の発達検査の結果、行動観察といった従来からある実態把握に加えて、合理的配慮協議会で開発された大分モデルのICFワークシートの活用や、合理的配慮協議会の専門家による学校訪問による検証等の示唆を受けることにより参加・活動を阻害する原因因子とその低減方法の検討を行うことができ、アドバイザーは指導方針や指導方法の方向性を得ることができた（図4）。その具体化にあたっては、地域の資源を生かすという見地から、各関係機関等と連携を図りながら、「視覚化（見える化）」と「操作化（操作の簡便化）」という視点から指導方法及び教材・教具の開発を主導的に行い、個々の児童生徒にあった様々なものを生み出すことができた（表4）。

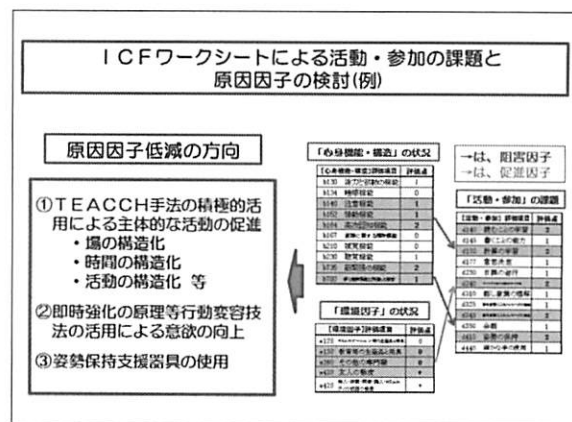


図4 ICFワークシートの活用

表4 小学校算数科における教材・教具

- ① 代金作りの指導
 ・代金作りには、「ちょうど」「おおめ（百円単位・十円単位）」の作り方がることを絵と図を使って知らせたのち、実際の硬貨を使用して作る指導を繰り返した。
 ・求められている金額と、持っている金種と数を見比べ、適切にそろえることができるようになった。
- ② 前後の時刻の指導
 ・前後の時刻について、長針の動く方向を「右」「左」の矢印で示し、模擬時計を一緒に操作しながら指導した。
 ・「○時間後」から始め、分単位へと指導を進めると「○時△分の20分後（前）は？」の問いに、自分で模擬時計を動かして、「■時▲分です」と答えられるようになった
- ③ 文章題の意味理解と立式の指導
 ・文章題キーワード表（「合わせて」「ぜんぶで」「みんなで」「のこりは」「おつりは」「ちがいは」「どちらがおおい」や図入りのヒントカードを作成した。
 ・「引き算（求差）」の指導において、スモールステップのプリント教材を作成して指導した。

このような活動に加えて、モデル校に対しては、全教職員に向けての合理的配慮や基盤環境整備に必要な要素等を盛り込んだ研修を実施するとともに、対象児童生徒以外の、通常学級に在籍し支援が必要と懸念される児童生徒の観察・アセスメント・指導方針の検討にも関与し、アセスメント→指導方針策定→指導方法具体化という合理的配慮検討のプロセスを各教職員が体感できるよう心掛けた。例えば、日常場面における児童生徒の行動分析や説明について「ワンポイント合理的配慮」というペーパーを作成して、定期的に全教職員に配布し、合理的配慮の具体例とその考え方について啓発を図った。

また、モデル校以外においても、派遣依頼があった場合には出向いて校内研修において講話を行った（表5）

表5 各種研修会における講話内容

- 小学校・中学校
 ・全ての子どもたちに「分かる授業と楽しい学級作り」～ユニバーサルな授業と合理的配慮～
 ・生徒が意欲的に取り組み、分かる授業をめざして～『記憶の構造』から見た学習方法の工夫～
- 特別支援学級等担当者、コーディネーター
 ・子どもの発達と個々の課題のとらえ方とその対応～行動観察の結果を指導に活かす観点から～
- 幼稚園・保育所
 ・どの子も落ち着いて楽しく活動できる環境作り～発達障がいの子どもの視線から～
- 特別支援学校
 ・子どもの発達に応じたきめ細やかな指導の考え方とその具体例～数の概念形成を通して～

また保護者支援に関しては、「児童生徒の将来像が描きにくい」「ロールモデルとなり得る年長の先輩が存在しない」という、小・中学校特別支援学級等在籍児童生徒の保護者の不安感を軽減し、より将来に向けての展望を開くため、後期中等教育卒業後に利用するであろう支援施設等の見学機会を設定するとともに、進路指導用ビデオ資料を作成し、児童生徒及び保護者に提供した。その結果、モデル校教職員自ら、基盤教育環境整備に向けての学校・学級環境の整備方針を立てるようになるとともに、保護者からも「目標設定が明確になった」という声が聞こえるようになった。

6 合理的配慮アドバイザーの成果と課題

このような活動を行う中で、公立の小・中学校に多く在籍する発達障害児等の特性やアプローチについて教員や支援員、また、学校と共に理解を深めた。特にその中でもアドバイザーの重要な役割のひとつは、専門家で組織された協議会で協議された個々の児童生徒の情報や授業実態等から考えられた具体的な合理的配慮を対象の児童生徒の担当教員や関係教員、また、

学校全体に対して提案し、本当にその児童生徒に対して必要な合理的配慮であるのかを小中学校の担当教員や学校との検討をおこなう作業を繰り返した。その作業を繰り返していった結果、実際に学校で実施できる具体的な合理的配慮が絞られ、個々に必要な合理的配慮の提供が可能となってきた。

一方で、アドバイザーは専門家で組織された協議会とモデル校、そしてすべての公立小・中学校のパイプ役として機能していかなければならない。限られた時間の中で、学校が自律的に自校の基礎的環境整備の実態把握を客観的に行い、ICFワークシート等を的確に用いて合理的配慮を、保護者との合意形成を図りながら行くことができるようなコンサルテーションが、今後求められるのではないかと。

<参考文献>

・ICF国際生活機能分類—国際障害分類改定版、障害者福祉研究会、中央法規出版、2002

・ICF（国際生活機能分類）活用の試み—障害のある子どもの支援を中心に、国立特別支援教育総合研究所、ジアース教育新社、2005

・ICF及びICF-CYの活用—試みから実践へ、国立特別支援教育総合研究所、ジアース教育新社、2007

・特別支援教育におけるICFの活用Part3—学びのニーズに応える確かな実践のために、国立特別支援教育総合研究所、ジアース教育新社、2013

※ 本稿は、2014年10月11日（日）に福岡国際会議場で行われた日本LD学会第24回大会（佐賀大会）の自主シンポジウムJ18「インクルーシブ教育のための小・中学校における合理的配慮を考える～大分県における「平成26年度多様な学びの場充実モデル実践事業」から～」における発表及び討論を基に加筆修正したものである。